

●香川県告示第103号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成22年3月23日から同年4月6日まで多度津町高見漁業協同組合において縦覧に供する。

平成22年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

仲多度郡多度津町高見1871番地 門 和則

仲多度郡多度津町高見1681番地 倉本 繁春

仲多度郡多度津町高見1657番地17 山根 一義

2 加入区の名称

高見加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

多度津町高見漁業協同組合